

2003年（平成 15年）8月 25日

各 位

会 社 名 大 豊 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 清 八
コ ー ド 番 号 6 4 7 0 (東 証 ・ 名 証 第 一 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 松 野 雅 廣
電 話 番 号 (0 5 6 5 - 2 8 - 2 2 2 5)

ストックオプション (新株予約権)の割当てに関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、商法第 280条ノ 20 第 280条ノ 21および平成 15年 6月 25日開催の当社第 97回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権（ストックオプション）の割当てに関し、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の発行日

平成 1 5 年 9 月 2 日

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 5 4 2 , 0 0 0 株

各新株予約権の目的たる株式の数 (以下、「付与株式数」という。)は、1 0 0 株とする。

(3) 発行する新株予約権の総数

5 , 4 2 0 個

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

未定

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、発行日の属する月の前月の各日 (取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (以下、「終値」という。)の平均値に 1.0 2 5 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げ) 又は発行日の終値 (当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に、付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

未定

(7) 新株予約権の行使可能期間

平成 1 7 年 7 月 1 日から平成 1 9 年 6 月 3 0 日まで

(8) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(9) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうちの資本組入額
未定

行使価額（行使価額が調整された場合は、調整後行使価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

2. 新株予約権の割当要領

当社取締役15名全員に対し合計1,600個、当社子会社の取締役13名に対し合計720個、当社の従業員133名に対し合計3,100個を割り当てる。

また、対象者に対する新株予約権の割当てに際して、以下の要領の「新株予約権割当契約」を当社と各対象者の間で締結するものとする。

（新株予約権割当契約の要領）

- (1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。また、新株予約権者が当社の取締役、または従業員の地位を有さなくなった場合、若しくは当社子会社の取締役の地位を有さなくなった場合には、地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方から6ヶ月間に限り新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数および行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。
- (3) 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成15年4月25日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成15年6月25日 |

以 上